

消費者金融及び悪質商法の被害に関する相談料補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、消費者金融及び悪質商法の被害に関する相談の利用に係る相談料に対し交付する消費者金融及び悪質商法の被害に関する相談料補助金（以下「補助金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付の条件)

- 第2条 補助金交付の対象者は、岩倉市に住所を有する者とする。
- 2 補助の対象となる相談は、あらかじめ市民相談室で受け付けたものとする。
 - 3 補助の対象となる相談は、愛知県弁護士会「サラ金・クレジット被害相談」・「消費者被害相談」とする。
 - 4 補助金の交付は前項で規定する相談ごとに1人につき1回とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、前条第3項で定める相談の相談料の額以内とする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、相談後、速やかに、消費者金融及び悪質商法の被害に関する相談料補助金交付申請（様式第1）に相談料の領収書の写しを添えて提出しなければならない。

(交付決定)

第5条 市長は、前条の規定により、交付申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適正と認めるときは、消費者金融及び悪質商法の被害に関する相談料補助金交付決定通知書（様式第2）により申請者に通知するものとする。

(交付請求)

- 第6条 前条に規定する補助金交付決定通知書を受けた者は、速やかに、消費者金融及び悪質商法の被害に関する相談料補助金交付請求書（様式第3）を提出するものとする。
- 2 市長は、前項の規定により、交付請求書の提出があった場合は速やかに補助金を交付するものとする。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し、必要な事項は市長が定める。

附 則

この要綱は、昭和 5 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 6 1 年 7 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 1 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 1 7 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 2 8 年 1 2 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。